

F50 021 X45

文部省科学研究補助技術員京都帝國大學養成所規則

- 第一條 本所ハ科學研究補助技術員トシテ須要ナル學理及技能ヲ授クルヲ以テ目的トス
- 第二條 本所ノ修業期間ハ六月トス
- 第三條 本所ノ生徒定員ハ一學科三十名トス
- 第四條 本所ニ榮養學、材料工學、化學操作、化學基礎技術、精密計器、真空及真空管、六學科ヲ置ク
- 第五條 學科課程ハ別表ノ如シ
- 第六條 生徒ニハ學資トシテ月額金二十圓ヲ給與ス。但シ委託生ヲ除ク
- 第七條 本所ニ入學ヲ許可スベキ者ハ女子ニシテ身體強健、品行方正、志操健全ナル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當シ且入學檢査ニ合格シタル者トス
  - 一、女子中等學校卒業者（其ノ附設課程ニ在ル者ヲ含ム）
  - 二、專門學校入學者檢定現任ニ依ル試驗檢定ニ合格シタル者
  - 三、本所ニ於テ試驗檢定ノ結果第一號ト同等以上ノ學力アリト認めラレタル者
- 第八條 入學志願者ハ入學願書ニ履歷書及最終學校ノ卒業證書寫、又ハ合格證書寫ヲ添ヘ提出スベシ
- 第九條 委託生徒ニ在リテハ委託會社團體等ノ主長ヲ經テ前項ノ書類ヲ提出スベシ
- 第十條 入學ヲ許可セラレタル者ハ指定ノ期日迄ニ採證ハ連署ノ保證書及戶籍抄本ヲ提出スベシ
- 第十一條 生徒ハ自己ノ便宜ニ依リ退學スルコトヲ得ス。但シ己ムヲ得ザル事由ニヨリ退學セントスル者ハ其ノ旨ヲ詳記シ保證人連署ヲ以テ願出テ所長ノ許可ヲ受クベシ
- 第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ退學ヲ命ズルコトアルベシ
  - 一、品行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認めタル者
  - 二、學業成績不良文ハ身體虛弱ニシテ成業ノ見込ナシト認めタル者
  - 三、引續キ一月以上又席シタル者
  - 四、出席常ナラザル者
- 第十三條 所定ノ課程ヲ履修シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス
- 第十四條 卒業者ハ卒業ノ日ヨリ一年向文部大臣ノ指定シタル職務ニ従事スルノ義務ヲ有ス。但シ委託生徒ハ此ノ限ニ在ラス
- 第十五條 中途退學者又ハ前條ノ義務ヲ履行セサル者ニ就テハ情狀ニ依リ在學中受ケタル給費額及二月金三十圓ノ割合ニ依ル授業費ヲ償還セシムルコトアルベシ

附 則  
本規則ハ昭和二十年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別表) 略